

新	旧
<p style="text-align: center;">福島県有料老人ホーム設置運営指導指針</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 用語の定義 (略)</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 特定施設入居者生活介護等 次の一、二及び三に掲げるサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 (略) 二 介護保険法第8条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護 三 介護保険法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護 <p>8 (略)</p> <p>第3章～第7章 (略)</p> <p>第8章 職員の配置、研修及び衛生管理等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 職員の研修</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 (略) 二 <u>介護に直接携わる職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。</u> 	<p style="text-align: center;">福島県有料老人ホーム設置運営指導指針</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 用語の定義 (略)</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 特定施設入居者生活介護等 次の一、二及び三に掲げるサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 (略) 二 介護保険法第8条第20項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護 三 介護保険法第8条の2第11項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護 <p>8 (略)</p> <p>第3章～第7章 (略)</p> <p>第8章 職員の配置、研修及び衛生管理__</p> <p>1 (略)</p> <p>2 職員の研修</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 (略) 二 <u>(新設)</u>

新	旧
<p>3 職員の衛生管理等 (略)</p> <p><u>二 適正なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するため、職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、職員に周知・啓発するとともに、相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、職員に周知する等、必要な措置を講じること。</u></p> <p><u>また、入居者やその家族等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備するなど、必要な対策を講じることが望ましい。</u></p> <p>第9章 有料老人ホーム事業の運営</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 個人情報の取り扱い 2の名簿及び3の帳簿における個人情報に関する取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び同法に基づく「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成29年4月14日・厚生労働省）」を遵守すること。</p> <p>5 業務継続計画の策定等</p> <p><u>一 感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。計画の策定にあたっては、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。</u></p> <p><u>二 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、訓練については、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。</u></p> <p><u>三 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p>	<p>3 職員の衛生管理__ (略) (新設)</p> <p>第9章 有料老人ホーム事業の運営</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 個人情報の取り扱い 2の名簿及び3の帳簿における個人情報に関する取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び同法に基づく「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成16年12月24日・厚生労働省）」を遵守すること。</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>6 非常災害対策</u></p> <p>二 <u>非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。なお、「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。</u></p> <p>二 <u>一に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。</u></p> <p><u>7 衛生管理等</u></p> <p><u>感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じること。</u></p> <p>一 <u>感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下、「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。なお、委員会については、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましい。</u></p> <p>二 <u>感染症及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>三 <u>職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。なお、訓練については、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。</u></p> <p><u>8 緊急時の対応（略）</u></p> <p><u>9 医療機関等との連携</u></p> <p>一～二（略）</p> <p>三 <u>協力医療機関及び協力歯科医療機関との協力内容、協力医療機関及び協力歯科医療機関の診療科目、<u>協力科目</u>等について入居者に周知しておくこと。</u></p> <p>四～六（略）</p> <p><u>10 介護サービス事業所との関係（略）</u></p> <p><u>11 運営懇談会の設置等</u></p> <p><u>有料老人ホーム事業の運営について、入居者の積極的な参加を促し、かつ、外部の者等との連携により透明性を確保する観点から、運営懇談会（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</u>）を設置し、その運営に当たっては、次の事項について配慮すること。（略）</u></p> <p>一～三（略）</p> <p>四 <u>運営懇談会では、次に掲げる事項を定期的に報告し、説明すること。また、入居者の要望、意見を運営に反映させるよう努めること。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>5 緊急時の対応（略）</u></p> <p><u>6 医療機関等との連携</u></p> <p>一～二（略）</p> <p>三 <u>協力医療機関及び協力歯科医療機関との協力内容、協力医療機関及び協力歯科医療機関の診療科目 _____ 等について入居者に周知しておくこと。</u></p> <p>四～六（略）</p> <p><u>7 介護サービス事業所との関係（略）</u></p> <p><u>8 運営懇談会の設置等</u></p> <p><u>有料老人ホーム事業の運営について、入居者の積極的な参加を促し、かつ、外部の者等との連携により透明性を確保する観点から、運営懇談会 _____ を設置し、その運営に当たっては、次の事項について配慮すること。（略）</u></p> <p>一～三（略）</p> <p>四 <u>運営懇談会では、次に掲げる事項を定期的に報告し、説明するとともに、入居者の要望、意見を運営に反映させるよう努めること。</u></p>

新	旧
<p>第10章 サービス等</p> <p>1 (略)</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 安否確認又は状況把握 <u>入居者が居住部分への訪問による安否確認や状況把握を希望しない場合であっても、電話、居住部分内での入居者の動体を把握できる装置による確認、食事サービスの提供時における確認等その他の適切な方法により、毎日1回以上、安否確認等を実施すること。</u> <u>安否確認等の実施にあたっては、安全・安心の確保の観点のみならず、プライバシーの確保について十分に考慮する必要があることから、その方法等については、運営懇談会その他の機会を通じて入居者の意向の確認、意見交換等を行い、できる限りそれを尊重したものとすること。</u></p> <p>六～十 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</p> <p>三 <u>虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>四 <u>職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>五 <u>二から四までに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>六 <u>その他</u>同法第20条の規定に基づき、研修の実施、苦情の処理の体制の整備その他の高齢者虐待の防止等のための措置を講ずること。</p> <p>5～6 (略)</p> <p>7 身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。 <u>二 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図ること。</p> <p>三～三 (略)</p> <p>第11章 (略)</p>	<p>第10章 サービス等</p> <p>1 (略)</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 安否確認又は状況把握</p> <hr/> <p>入居者の安否確認又は状況把握については、安全・安心の確保の観点のみならず、プライバシーの確保について十分に考慮する必要があることから、その方法等については、運営懇談会その他の機会を通じて入居者の意向の確認、意見交換等を行い、できる限りそれを尊重したものとすること。</p> <p>六～十 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>一 (新設)</p> <p>一 (新設)</p> <p>一 (新設)</p> <p>一 (新設)</p> <p>イ 同法第20条の規定に基づき、研修の実施、苦情の処理の体制の整備その他の高齢者虐待の防止等のための措置を講ずること。</p> <p>5～6 (略)</p> <p>7 身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。 <u>ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会</u> <u>を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図ること。</u></p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>第11章 (略)</p>

新	旧
<p>第12章 利用料等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 老人福祉法第29条第9項の規定に基づき、前払金の算定根拠を書面で明示するとともに、前払金に係る銀行の債務の保証等の「厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置」(平成18年厚生労働省告示第266号)に規定する必要な保全措置を講じなければならないこと。なお、平成18年3月31日までに届出がされた有料老人ホームについては、<u>保全措置の法的義務づけの経過措置期間が終了し、令和3年4月1日以降の新規入居者については、法的義務対象となることから、同様に必要な保全措置を講じなければならないこと。</u></p> <p>三～七 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>第12章 利用料等</p> <p>1 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 老人福祉法第29条第9項の規定に基づき、前払金の算定根拠を書面で明示するとともに、前払金に係る銀行の債務の保証等の「厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置」(平成18年厚生労働省告示第266号)に規定する必要な保全措置を講じなければならないこと。なお、平成18年3月31日までに届出がされた有料老人ホームについては、<u>平成30年4月1日から3年間は保全措置の法的義務づけの経過期間となっているが、入居者の利益を保護する観点から、前払金の算定根拠を書面で明示するとともに、適切な保全措置を講じるよう努めること。</u></p> <p>三～七 (略)</p> <p>八 <u>着工時において、相当数の者の入居が見込まれない場合については、十分な入居者を確保し安定的な経営が見込まれるまでの間については、前払金の返還金債務について銀行保証等が付されていること。</u></p>
<p>第13章 契約内容等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 契約内容</p> <p>一～六 (略)</p> <p><u>七 入居者の債務について、個人の根保証契約を行う場合は、極度額の設定を含み民法の規定に従うこと。</u></p> <p>3 消費者契約の留意点</p> <p>消費者契約法(平成12年法律第61号)第二章(消費者契約の条項の無効)の規定により、事業者の損害賠償の責任を免除する条項、消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項及び消費者の利益を一方的に害する条項については無効となる場合があることから、入居契約書の作成においては、十分に留意すること。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>一～二 (略)</p> <p>三 <u>事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>及び職員に対する研修を定期的に行うこと。</p>	<p>第13章 契約内容等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 契約内容</p> <p>一～六 (略)</p> <p>— (新設)</p> <p>3 消費者契約の留意点</p> <p>消費者契約法(平成12年法律第61号)第二節(消費者契約の条項の無効)の規定により、事業者の損害賠償の責任を免除する条項、消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項及び消費者の利益を一方的に害する条項については無効となる場合があることから、入居契約書の作成においては、十分に留意すること。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>一～二 (略)</p> <p>三 <u>事故発生の防止のための委員会</u>及び職員に対する研修を定期的に行うこと。</p>

新	旧
<p><u>四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>9 (略) 一～二 (略) 三 <u>設置者の責めに帰すべき事由により、入居者に賠償すべき事故が発生した場合は、入居者に対しての損害賠償を速やかに行うものとする。</u></p> <p>第14章 (略)</p> <p>第15章 情報開示</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>(削除) 有料老人ホームの経営状況に関する情報</u> <u>(削除) 次の事項に留意すること。</u> 一～二 (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p><u>第16章 電磁的記録等</u></p> <p><u>1 作成、保存その他これらに類するものうち、この指導指針の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(2に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁器的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</u></p> <p><u>2 交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下、「交付等」という。)のうち、この指導指針の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方(入居者等)の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁器的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。)によること。</u></p> <p>第17章 その他 (略)</p>	<p>— <u>(新設)</u></p> <p>9 (略) 一～二 (略) 三 <u>入居者に対するサービスの提供により、入居者に賠償すべき事故が発生した場合は、入居者に対しての損害賠償を速やかに行うものとする。</u></p> <p>第14章 (略)</p> <p>第15章 情報開示</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>前払金を受領する有料老人ホームに関する情報</u> <u>前払金を受領する有料老人ホームにあっては、次の事項に留意すること。</u> 一～二 (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第16章 その他 (略)</p>

新	旧
<p><u>付 則</u></p> <p><u>1 この指針は、令和3年7月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 第8章2二に示す認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることについて令和6年3月31日までは努力義務とし、また、新たに採用した職員については採用後1年間の猶予期間を設ける。</u></p> <p><u>3 第9章5に示す業務継続計画の策定、第9章7に示す衛生管理等及び第10章4に示す虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催等について、令和6年3月31日までは努力義務とする。</u></p> <p><u>4 第13章8四に示す事故発生防止等の措置を適切に実施するための担当者を置くことについて、令和3年9月30日までは努力義務とする。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>